

各種手続きについて

住宅改修
軽度者に係る福祉用具貸与

令和7年度の給付実績

- 住宅改修 380件
うち不承認1件(申請前に取りやめた工事件数を除く)
- 特定福祉用具購入 428件
- 軽度者にかかる福祉用具の例外給付 56件

介護保険法及び施行規則（一部抜粋）

- 介護保険法第45条第2項

居宅介護住宅改修費は、厚生労働省令で定めるところにより、**市町村が必要と認める場合に限り**、支給するものとする。

- 介護保険法施行規則第74条

居宅介護住宅改修費は、（中略）当該居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給するものとする。

「市町村が必要と認める場合」

多治見市の支給の適否の判断は以下の2点を勘案

1. 厚生労働省通知「介護保険における福祉用具の選定の判断基準について」(令和4年3月31日老高発0331第2号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)
2. 住宅改修支給基準 ※市独自の内部基準のこと

「市町村が必要と認める場合」

住宅改修支給基準		
項番	Q	A
42	転落防止を目的とした手すりの設置は給付対象か	手すりとしての機能を必要としていないため、介護保険においては給付対象外。
43	手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型（棚状のもの）もあるが、支給対象となるか。	支給対象となる。高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体状況に応じて手すりの形状を選択することが重要。
44	2階への階段に手すりを設置することは給付対象の改修にあたるか？	1階に居室を設けることを第1に検討し、危険を冒してまで2階へ移動する必要性は取り除くべきである。1階が店舗、またはガレージ等の場合は、給付対象であるが、単に家具が多いなど移動させるのに労力があるためだけの理由では不可

※手すりに関する基準の一部のみを掲載しています。

Case.1 階段昇降のための手すり取り付け

身体状況：70代男性。要支援2。昨年7月脳梗塞を発症し左上下肢麻痺が残る。ふらつきがあり、転倒の危険性が高い。

介護状況：妻と2人暮らし。妻が生活全般のことを支援する。

改修内容：2階へ着替えや荷物を取りに行くために階段を使用。
転倒防止のため、手すりを取り付けたい。

Case.1 結果

Q. 2階への階段に手すりを取り付けることは給付対象工事になるか？

A. 1階に居室を設けることを第一に検討し、危険を冒してまで2階へ移動する必要性を取り除くべき。

Case.2 階段昇降のための手すり取り付け

身体状況：70代男性。要支援2。外傷性くも膜下出血、骨盤骨折、
右片麻痺。約4か月入院。右足関節の動きが悪く歩行が不安定。

介護状況：妻と二人暮らし。被保険者の日常生活全般の見守りや
外出時の付き添いを行う。

改修内容：起床時と就寝前に2階寝室を使用する。
毎日使用する階段に手すりを付けたい。

Case.2 結果

- 市の住宅改修担当職員が訪問調査を実施
 - 1階に寝室を設けることができない理由が、住宅構造の問題ではないため、給付対象とすることはできない、と判断。
- ☞ 1階に居室を設けることを第一に検討し、危険を冒してまで2階へ移動する必要性を取り除くべき。

Case.3 出入口2か所の住宅改修

身体状況：70代女性。要介護1。疾病により下肢筋力低下あり。

段差昇降や立ち上がり動作時に転倒の危険性が高い。

介護状況：息子と二人暮らしだが、日中就労のため不在。

仕事の合間に本人ができないことを行う。

改修内容：同一目的（外出）の複数箇所取り付け。

玄関一外及び寝室一庭の動線上に手すりを設置したい。

Case.3 結果

- 和室は床板がゆるみ体勢が不安定となり、転倒の危険あり。
- 和室の改修工事を行うことで、出入口1か所の工事に絞ることができるが、生活動線の確保及び費用面で非現実的。
- 追加写真を持ち合わせてもらい、理由書と突き合わせ。

☞ 出入口2箇所において、同一目的での給付は原則不可であるが、住環境や本人の生活拠点等に基づき、給付対象工事と判断。

給付対象工事の考え方

住宅改修が必要な理由書	被保険者の心身の状況
平面図	日常生活の動線
住宅の状況	間取りや段差などの住環境
福祉用具の導入状況	住宅改修の必要性

などを総合的に勘案し、適正な給付対象工事であることを判断。

今後の方針

現行)

- 市が独自に定める基準
- 過去の住宅改修事例



今後) Q&Aを作成し、市ホームページに掲載予定

軽度者に対する福祉用具貸与について

- 令和8年9月から、軽度者に対する福祉用具貸与についての申請方法を変更します。

(変更前) 要介護認定における基本調査結果で、厚生労働大臣が定める告示に該当する場合、市への提出が必要



(変更後) 要介護認定における基本調査結果で、厚生労働大臣が定める告示に該当する場合、市への提出は不要

要介護認定における基本調査結果に基づく判断

令和8年9月から届出を省略します。

○ 要介護認定における基本調査結果に基づき、別表のとおり要否を判断する。ただし別表の、

- ・1(二)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」
- ・2(三)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」

については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報、福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じたケアマネジメントにより、指定居宅介護支援事業者が判断する。(※)

(※)判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度(必要に応じて随時)で行う。

市町村による判断

引き続き届出が必要となります。

○ 次の i) から iii) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、サービス担当者会議等を通じたケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合、これらを市町村が書面等で確認し、その要否を判断する。

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、別表の対象者に該当

(例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)

ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに別表の対象者に該当することが確実に見込まれる

(例 がん末期の急速な状態悪化)

iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から別表の対象者に該当すると判断できる

(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

参考: 福祉用具・住宅改修 | 厚生労働省

対象外種目	厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者	対象者に該当する基本調査の結果
1 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に歩行が困難な者 (二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	1-7「3. できない」 (該当する基本調査結果なし)
2 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に起きあがり困難な者 (二)日常的に寝返りが困難な者	1-4「3. できない」 1-3「3. できない」
3 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	1-3「3. できない」
4 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一)意見の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者 (二)移動において全介助を必要としない者	3-1「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外又は 3-2～3-7のいずれか「2. できない」又は 3-8～4-15のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む 2-2「4. 全介助」以外
5 移動用リフト(つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に立ち上がり困難な者 (二)移乗において一部介助又は全介助を必要とする者 (三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	1-8「3. できない」 2-1「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 (該当する基本調査結果なし)
6 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一)排便において全介助を必要とする者 (二)移乗において全介助を必要とする者	2-6「4. 全介助」 2-1「4. 全介助」

ページ番号「1010132」で検索

🔍 サイト内検索

📄 ページ番号検索

?

検索

☒ よく利用されるキーワード

地域商品券の配付

防災

ごみ分別検索

クラウドファンディング 救急車購入プロジェクト



開 庁 時 間
変更のお知らせ

令和8年
10/1~

9:00~16:30

暮らし・手続き
▼

子育て・教育
▼

健康・医療・福祉
▼

観光・文化・スポーツ
▼

産業・ビジネス
▼

市政情報
▼

現在の位置: [トップページ](#) > [暮らし・手続き](#) > [保険・年金](#) > [介護保険](#) > 介護サービス事業者の方へ

介護サービス事業者の方へ

ページ番号1010132

印刷 

大きな文字で印刷 

暮らし・手続き

保険・年金

▼ 介護保険

● 介護保険料・納付

その他様式

 [事故報告書 \(Excel 73.5 KB\)](#) □

> [【参考】介護保険施設等における事故発生防止対策等について\(岐阜県\)\(外部リンク\)](#) □

 [軽度者に係る福祉用具貸与の意見書 \(Word 37.0 KB\)](#) □

 [【案内】軽度者に対する福祉用具貸与について \(PDF 2.8 MB\)](#) □

申請の省略に伴って、
意見書の様式を変更しますので、
令和8年9月からは新しい様式を
使用してください。

その他注意点について

- 軽度者への貸与については、原則介護保険給付の対象外（自費）であることを踏まえ、適切なケアマネジメントのもとで対応してください。
- 申請は、原則福祉用具貸与を開始する前に提出してください。なお、がん末期患者の対応等やむを得ず提出が遅れる場合はご相談ください。
- 医師の医学的所見について、記載内容が不十分なものや、サービス担当者会議後に医師の意見をもらっている事例が多くみられます。導入を検討している福祉用具に関して、医師に同意を求めているものではありませんので、ご注意ください。